

Amakatsu Club 指導者募集要項

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という。）では、尼崎市版地域クラブ活動直営地域クラブ Amakatsu Club（以下、「Amakatsu Club」という。）の指導者又は指導補助員として登録いただける方を募集します。

1 登録要件

指導者登録に当たっては、20歳以上（指導補助員は、18歳以上）の者で、当該クラブ活動の趣旨（尼崎市版地域クラブ活動ガイドラインを参照）を理解し、指導に対する熱意と高い指導力を有するものとし、次の要件のうち、いずれか1つを満たしている必要があります。

- (1) 教員免許を所持し、指導を希望する競技種目の活動又は指導経験があること。
- (2) 日本スポーツ協会の競技別指導者資格を所持若しくは講習を修了し資格を取得予定であること。
- (3) 指導を希望する競技種目の活動又は指導経験が5年以上あること。

2 活動条件

(1) 活動場所

尼崎市立中学校校舎・運動施設、その他（試合等の際には市外もあり。）

(2) 活動日時

活動日程は、次の範囲内で、活動場所の利用可能な日時を踏まえ、事業団の承認を得て指導者が決定する。

ア 平日週2日以内、土・日曜日のいずれか1日以内とし、1日の活動時間は、平日2時間以内、土日等の休業日は3時間以内を基本とする。

イ その他、事業団が認めた日時

(3) 報酬

指導者：1時間あたり 2,000円（交通費等込み）

指導補助員： // 1,600円（交通費等込み）

※15分単位で支払うものとし、これに満たない時間数は切り捨てとする。

※事業団の承認を得ずに前号アを超えて指導した分は、原則、支払わない。

※スポーツ安全保険は、事業団の負担で加入するものとし、その他指導者及び指導補助員自身の交通費（遠隔地等、特別な場合を除く）、消耗品等は原則として上記の報酬に含む。

3 業務内容

(1) 指導者

指導者は、指導を行う Amakatsu Club における現場責任者として、安全な活動の確保の責を負います。

ア 実技指導（安全・傷害予防に関する指導を含む。）

イ 大会・練習試合等への引率（ただし、事前に事業団の許可を要する。）

ウ 中学校体育連盟主催大会等、各種大会の規定に基づく競技役員・審判業務、役員会議への出席

エ 用具・施設の点検、管理及び事業団への報告

オ 保護者等への活動予定、クラブ員の出欠等の現場からの連絡（指導方針等に関する保護者対応は、原則、事業団で行う。）

カ 指導予定及び指導計画の作成

キ 事故発生時の初期対応

ク その他、担当する Amakatsu Club の活動に必要な業務

(2) 指導補助員

指導補助員は、指導者の指示の下、指導を補助する役割を担います。

4 登録方法

登録を希望する人は、Amakatsu Club 指導者登録申込書（様式1）及び登録要件を証明する書類を提出してください。

(1) 提出先

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 地域クラブ活動推進事業課

〒660-0805 尼崎市西長洲町1丁目4-1

Tel : 06-6489-2039 Fax : 06-6489-2086

e-mail : amakatsu@aspf.or.jp

(2) 登録要件を証明する書類

ア 登録要件(1) : 教員免許状の写し

イ 登録要件(2) : 競技別指導者資格を証明する書類

ウ 登録要件(3) : 活動・指導実績届出書（様式2）

5 登録有効期間

登録日の3年後の年度の末日までとします。

（例：令和6年10月1日登録の場合、令和10年3月31日まで有効）

6 登録の更新

第4項の方法により申請の上、次項の規定により再度審査を行います。

7 登録審査結果の通知と指導先 Amakatsu Club の決定

(1) 提出された書類審査及び必要に応じ面接審査を実施のうえ、審査結果を郵送により通知します。

(2) 指導先となる Amakatsu Club は、登録者の希望等を考慮のうえ、事業団において決定し、通知します。（登録された全ての指導者が従事できるとは限りません。）

(3) 登録に当たっては、体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、地域クラブ活動指導者又は指導補助員として不適格な事項がないこと等について、誓約書を提出していただきます。

(4) 指導者又は指導補助員として、業務に従事していただく前に、事業団において行う研修を受講していただきます。

(5) 兼職兼業や副業の許可など、勤務先等で必要な手続きは、登録審査結果の通知を踏まえて各自で行ってください。

以上